日本の会社と外国人のより良い結びつきを模索します！

外国人を雇用している企業は4000社（上場・有力企業）のうち36.3%です。この数字は労働人口が減少している現在、年々確実に増加しています。
他社に先駆けて今、良質の外国人労働者を雇用することは、将来に渡って貴社の大きな財産になります。

ボランティア活動として参加させていただいておりますMIFA（公益財団法人 目黒区国際交流協会）での写真です。

公式Facebook
はじめました

「いいね！」をお待ちしています！
https://www.facebook.com/koichi.kuroki.7

アクセス

【電車の場合】
山手線「五反田駅」西口を出て徒歩10分
（詳細はHPをご覧ください）

【自動車の場合】
駐車場はTOCビルの駐車場をご利用ください。
（料金：260円／30分）
五反田駅方面から来る場合は首都高速2号、横浜方面からの場合は第2京浜（桜田通り）から駐車場に入れます。

品川国際行政書士事務所

〒141-0031
品川区西五反田7-13-5　DK五反田4階12号室

電話 03-5437-5218
携帯 080-1020-1898
Fax 03-5437-5219
URL shinagawa-kokusai.com
Mail mail@shinagawa-kokusai.com

品川国際
行政書士事務所

- VISA、在留カード等出入国に関する申請取次
- 雇用契約書、服務規律の英訳
- 外国人技能実習生・研修生等に対する講習の実施

外国人雇用の問題を解決します！

採用前の問題

どのような外国人を法律上採用することができるのかわからない。

▼

不法滞在を助長させたとして処罰の対象になる場合があります。

法律のプロである行政書士の知識と入管申請取次の経験により、**雇用しようとする外国人に合わせた具体的なアドバイスができます！**

どのような外国人を採用すれば会社にとって有益なのかわからない。

▼

会社と外国人の意思・目的が異なるのに気づかず採用するのは、お互いにとって得なことではありません。

アドバイザーとして貴社と被雇用者との間に立ち、双方の目的がかなえられるか、あとでトラブルの原因になるものはないか、**ポイントを抑えたアドバイスをします。**

採用後の問題

雇用した外国人が、雇用契約書、就業規則を､理解しているかがわからない。

労働関係法令の適用はどうなるのかがわからない。

技能実習制度を利用して外国人を雇用したい。

トラブルがおこった場合のことを考えると、雇用契約書、就業規則は英語に翻訳されたものを用意しておくと良いです。
当事務所は**翻訳サービスも提供しております。**
また、トラブルを事前に防ぐため日本語教育、社内教育は必要です。技能実習制度を利用する場合は技能検定試験もあります。
当事務所は**日本語教育などのプログラムも提供**しております。

報酬表

在留資格（VISA）交付・変更・更新の申請取次

金 20,000円~

雇用契約書、就業規則等の英語訳

A4一枚につき　金 3,000円

顧問契約（1年間）

金 30,000円

日本語教育、社内教育、技能検定試験対策

1時間につき　金 5,000円

行政書士　黒木　公一
Koichi Kuroki

プロフィール

1998年	学習院大学文学部史学科卒業
1998~2001年	駿台アイルランド国際学校教員 帰国後、塾講師、高等学校非常勤講師、テーマパークキャスト等をしつつ人生の目的を探す。
2007年	法政大学文学部学部事務課職員 そこでの証明書作成業務をきっかけに士業に興味をもち2010年に退職、アルバイトをしながら試験勉強をはじめ、2014年行政書士試験を受験し合格。
2015年5月	「品川国際行政書士事務所」開業